

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年12月定例会

	議案の 件名  議案第71号 交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）												
〈政策等の概要〉 （交野市国民健康保険条例） 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。 （交野市後期高齢者医療に関する条例） 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例に定める。	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 他市においても地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正を行う。 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源										
〈政策等を必要とする背景〉 地方税法等の一部改正に伴い本市条例において所要の改正を行う。	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉														
〈提案に至るまでの経緯〉 令和2年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律が公布 令和3年1月1日 地方税法の一部を改正する法律の施行	〈総合計画等の整合〉 “かたのサイズ”をめざす像（主要3つ） 11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを産み育てることができる。 66 病気にならないよう予防や衛生環境に気を付けている ○その他の計画（該当する場合のみ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">計画名称</th> <th style="width: 33%;">策定年度</th> <th style="width: 33%;">計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			計画名称	策定年度	計画期間									
計画名称	策定年度	計画期間													
〈市民参加の状況〉 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉 令和3年1月1日 担当部局 担当課 添付資料（有の場合は、その名称） 市民部 医療保険課 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等														

交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者  
医療に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、延滞金に係る名称等の改正を内容とする地方税法の一部改正が令和3年1月1日から施行されることに伴い、本市国民健康保険条例及び本市後期高齢者医療に関する条例の改正を行うもの。

2. 条例改正案の内容

本市市国民健康保険条例附則第6条及び本市後期高齢者医療に関する条例附則第2条に規定する延滞金に係る特例において、延滞金に係る名称等を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改める。

また、法律改正に伴う文言訂正等所要の改正を行う。

3. 施行日

令和3年1月1日から施行する。

※延滞金に係る特例の改正内容について、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

交野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (延滞金の利率の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の利率の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>